

人・農地プランの実質化に関する Q & A

【総論】

問 1 今回、「人・農地プラン」の実質化に取り組むこととなった背景は何ですか。

(答)

- 1 人・農地プランは、平成 26 年の機構法制定時に、農地バンク事業の円滑な推進を図るための手段として法律上位置付けられたところです。
- 2 現在、9 割以上の市町村において、約 1 万 5 千のプランが作成されていますが、プランの中には、農地の出し手が記載されていないものが半数を占めるなど、地域の話合いに基づくものとは言い難いものもあると認識しています。
- 3 このため、人・農地プランを真に話合いに基づくものにする観点から、市町村、農業委員会など地域の関係者の参加の下で、
 - ① アンケートや地図を活用し、地域の話合いにおいて、農業者が地域の現況と将来の地域の課題を関係者で共有することにより、
 - ② 今後の農地利用を担う経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成につなげていくために、農地バンク 5 年後見直しの中で所要の見直しが行われたところです。

問 2 「人・農地プラン」の実質化とは、どのようなことをいうのですか。

(答)

人・農地プランの実質化とは、次の①から③までが行われている人・農地プランのことを言います。

- ① アンケートの実施
対象地区の相当部分について、おおむね 5 年から 10 年後の農地利用に関するアンケート調査が行われていること。
- ② 現況把握
対象地区において、アンケート調査や話合いを通じて、農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況が地図により把握されていること。
- ③ 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成
対象地区を原則として集落ごとに細分化し、5 年から 10 年後に農地利用を担う中心経営体に関する方針を定めること。

【各論】

〈アンケート関係〉

問 3 アンケート調査を実施する際の必須調査項目は何ですか。

(答)

- 1 市町村や農業委員会を対象地区の農業者に対してアンケート調査を行う際には、①そ

の年齢、②後継者の有無、については必ず把握してください。

- 2 そのほか、必要に応じて、農地の貸付に関する意向や農地中間管理機構の活用に関する意向など、人・農地プランを実現させるために必要な項目を適宜追加してください。
- 3 なお、地域の農業者に対して複数の機関が同じ内容の調査を実施することを防ぐ観点から、アンケートを行う市町村や農業委員会等は、調査内容、活用できそうな既存の調査結果等について事前に関係機関と意見交換や情報共有を行ってください。

〔人・農地プランの具体的な進め方について〕（以下「進め方通知」） 2（1）、（2）①、（3）①オ、カ）

問4 農業委員会が意向調査を行う予定ですが、これをアンケートと考えてよいですか。

（答）

農業委員会が行う意向調査もアンケートと考えてください。

（進め方通知 2（2）①）

問5 市町村が行うアンケートと農業委員会が行う意向把握があります。これらはどのように連携していけばよいのでしょうか。

（答）

市町村が行うアンケートと農業委員会が行う意向把握との連携については、例えば、

- ① 市町村がアンケートによって把握した高齢で後継者未定の農業者に対して、農業委員会が貸付け意向等を確認する
- ② 市町村が行ったアンケートの未回答者に対し、農業委員会が戸別訪問して意向を確認する
- ③ 市町村はアンケートを行わず、農業委員会の意向把握においてアンケートで確認すべき農業者の年齢や後継者の有無を把握する

などの方法が考えられます。

（進め方通知 2（2）①）

問6 アンケートについては、耕作者のみならず土地持ち非農家も対象ですか。

（答）

アンケートの対象者は、「農地の所有者又は耕作者」です。耕作者のみを対象にアンケートを行うことも可能です。市町村や農業委員会が、アンケートを行いやすい方を対象としていただければ結構です。

（進め方通知 2（3）①イ）

問 7 対象地域の相当部分を入作者が占めているためアンケートを実施しても回答を得られる可能性が低いので、入作農地の多い部分を除いた地域で人・農地プランの実質化に取り組むことは可能ですか。

(答)

入作者が相当部分の農地を耕作しているような地区においては、将来の農地利用を話し合うために入作者へのアンケートは不可欠と考えます。

(進め方通知 2 (3) ①ア)

問 8 アンケートの結果を農地バンクの集積・集約化に直接結びつけられるよう、農地利用の意向については、2～3年後の意向としてもよいですか。

(答)

アンケートにおいては、少なくとも農業者の年齢や後継者の有無を把握いただきたいと考えておりますので、それに加えて、2～3年後の農地利用の意向を把握することは、アンケートを実施する市町村や農業委員会の判断に任されます。

(進め方通知 2 (3) ①ウ)

問 9 アンケートを外注する予定ですが、「対象地区の相当部分」の回答が得られたかどうか確認するため、農地台帳とアンケートデータをリンクさせようとする委託費がかさんでしまい予定どおりアンケートが実施できなくなります。何かいい方法はありませんか。

(答)

農地台帳等で農業者の耕作面積を把握し難しい場合には、そのアンケートの調査項目に「耕作面積」を加えてみてはいかがでしょうか。

〈地図作成関係〉

問 10 地域の話合いで用いる地図には、最低限、どのような情報が必要ですか。

(答)

- 1 アンケートで把握した地域における農業者の年代分布や後継者の有無などを地図で確認し、話合いに活用します。
- 2 この場合、一筆ごとに地図化する必要はありません。例えば、「この地区での耕作者の8割が〇才以上で後継者がいない」といったように、区域ごとの状況を手書きで書き込むことでも十分です。

(進め方通知 2 (1) ②、(2) ②、(3) ②)

問 11 農地情報公開システムによって農業者の年齢や後継者の有無を地図に出力できるよう、システムを見直さないのですか。

(答)

- 1 現在のシステムで農業者の年齢や後継者の有無を地図に出力することができます。なお、令和元年 7 月末を目途に二つの項目（例えば、年齢〇才以上で後継者なし等）を重ね合わせて表示できるようシステムの改修を行っています。
- 2 このように、現場の声を直接お聞きし、人・農地プランの作成等に便利な機能を追加していきますので、本システムの積極的な活用をお願いします。

〈地域の話合い関係〉

問 12 受け手の農地が市内に散在しているため、受け手が各集落の話合いにすべて参加することは困難な状況にあります。また、既に農地を貸し付けている地主たちは地域の話合いに関心がないため、このような者を一堂に集めることが困難な状況にあります。どうすればよいですか。

(答)

- 1 地域の話合いには、農地の所有者、現在の利用者と将来の担い手が参加することが大切です。ただ、受け手が各集落の話合いにすべて参加することが困難な場合には、地域の話合いとは別に、担い手同士が集まる場を設け、その場での話合いの結果と各集落での話合いの結果をもとに人・農地プランを取りまとめるなどの工夫を行ってください。
- 2 また、農地所有者も集まりやすいように、話合いの単位は原則として集落が適切と考えており、集落の寄合や多面的機能支払交付金の活動組織、地域運営組織の会合など既存の話合いの場を活用するなどの工夫を行ってください。

(進め方通知 2 (3) ①ア、④ウ、オ)

問 13 人・農地プランの作成単位は原則として集落であると考えますが、集落の中に水田地帯と畑作地帯が混在して全く別の経営が行われているような場合には、話合い等の実質化の取組は水田地帯、畑作地帯それぞれで行うこととしてよいですか。

(答)

話合いの単位としては、「原則として集落が適切」としているところですが、「集落」の範囲については、地域の実情に応じて柔軟に設定することができると考えておりますので、水田地帯のエリアと畑作地帯のエリアを分けて話合いの単位とした上で、一つのプランにまとめることも可能と考えています。

問 14 養豚などの営農類型のような農地の利用を行わない認定農業者については、話合いに参加しなくても中心経営体に位置付けることができるのですが、こうした認定農業者についても地域の話合いに参加すべきではないでしょうか。

(答)

- 1 人・農地プランの実質化においては、地域の話合いの場において、5～10年先の将来の地域の農地を誰に担ってもらおうのかについて話し合ってくださいとしています。
- 2 こうした要件をそのまま適用してしまうと、養豚などの営農類型で地域の農地利用と関係なく経営を展開してきた認定農業者は、中心経営体となるのが困難になることが想定されます。
- 3 このため、アンケートの実施の過程で、将来にわたって事業が安定的に継続される見込みが確認された場合には、必ずしも地域の話合いに参加しなくても中心経営体に位置付けることができることとしたところです。
- 4 一方、将来にわたって地域の農地利用を継続していく上で、畜産などで現在農地の利用を行っていない認定農業者に農地利用を担ってもらう必要がある、耕種農業の担い手不足の地域や、耕畜連携などの取組が農地利用の継続に有効な地域もあることから、市町村等は、地域の実情に応じて、農地利用を行わない認定農業者にも話合いの場に参加していただくよう積極的に働きかけ、将来の農地利用について耕種農家と共に話し合うことが望ましいと考えています。

(進め方通知 2 (3) ③イ)

〈将来方針作成関係〉

問 15 中心経営体とは、「認定農業者」、「認定新規就農者」、「集落営農組織」、「基本構想の目標所得水準達成者」など、とされていますが、この「など」にはどのような者が該当するのですか。

(答)

- 1 中心経営体は、将来(5～10年後)にわたって地域の農地利用を効率的・安定的に担う農業者が位置付けられるものと考えており、この4類型に該当しないケースは極めて限定的であると考えています。
- 2 この4類型以外の農業者に農地の利用集積・集約化を行ってほしいという取組がある場合には、市町村は、まずそのような農業者の方が認定農業者になる方向で、基本構想の目標所得水準を地域の実情に合わせて再検討するなどしてください。また、基盤強化法第23条の特定農用地利用規程において対象地区の相当部分の農地の集積対象として位置づけられた法人(特定農業法人)は、そもそも農業経営改善計画の作成を行わなくても認定農業者とみなされます。
- 3 「集落営農組織」は、経営所得安定対策の対象となる集落営農(「経営所得安定対策等実施要綱」のⅣの第1の1の(1)の①のイに規定する集落営農)として農地の利用集積や法人化について、市町村が確実と判断している組織を想定しています。このため、これらの集落営農を中心経営体に位置付ける際には、改めてオペレーターや構成員の後

継者の確保状況を踏まえ、将来にわたって事業が安定的に継続されると見込まれるのか、この機会に改めて十分な話し合いを行うようにしてください。

- 4 このような検討を行ってもなお、この4類型に該当しない者を中心経営体として位置付けようとする場合には、個別に農政局等に御相談ください。
- 5 なお、将来の地域の農地の受け手にならないものの、にわかに出し手となる意向もなく、かといって後継者もないので将来の農地利用に悩んでいるといった農業者については、自分がいつ耕作をやめても他の担い手に農地の利用を引き継げるよう、人・農地プランの中で農地バンクへの将来の貸付け意向を取りまとめておくといった工夫ができないか検討してみてください。

(進め方通知 2 (3) ③ア)

問 16 将来方針を作成する際に農地の受け手が決まっていなくてもよいですか。

(答)

将来方針は、実質化された人・農地プランの参考様式にもあるとおり、将来の農地利用を担う中心経営体（受け手）が位置付けられることが望ましいと考えています。中心経営体がない地域は、新規就農や新規参入の受入れの促進を将来方針として記入してください。なお、具体的にどの農地がどの中心経営体に集約化されるといったところまで決まっていることまでは求めています。

(進め方通知 2 (3) ③ウ)

問 17 養豚などの農地利用を行わない営農類型の場合は「必ずしも話し合いに参加しなくても中心経営体に位置付けることができる」とありますが、土地利用型農業で中心経営体に該当する者又はその候補になり得る者は、必ず話し合いに参加しなければ中心経営体に位置付けられないのですか。

(答)

- 1 中心経営体は5～10年後に農地利用を担う者として位置付けられることとなりますので、本人の了解はもとより、地域の話合いの中で中心経営体に位置付けられることが望ましいと考えていますので、話し合いには参加していただくことが必要と考えます。
- 2 なお、養豚などで農地利用を行わない認定農業者については、アンケートの実施過程で、将来にわたって安定的に事業が継続できると見込まれる場合には、必ずしも地域の話合いに参加しなくても中心経営体に位置付けられることとしていますが、将来的に畜産などで現在農地の利用を行っていない認定農業者に農地利用を担ってもらう必要のある耕種農業の担い手不足地域や耕畜連携により農地利用を推進していこうとする地域等においては、このような農家の方々にも話し合いに参加していただくことが望ましいと考えます。

(進め方通知 2 (3) ④ウ)

〈既に実質化の判断基準関係〉

問 18 既存の人・農地プランが実質化しているか否か判断する際に、アンケートが実施されていることや地図が作成されていることが要件となりますか。

(答)

- 1 これまでのプランの中で、近い将来の農地の出し手と受け手をリスト化して、その人たちのマッチングを進めようという取組を行っている場合には、その受け手を将来の農地の集約化の対象者とみなすことができると考えています。具体的には、対象地区内の過半の農地について近い将来の農地の出し手と受け手が特定されている地区ということをもって実質化の判断基準としたところです。
なお、今後実質化する人・農地プランの要件（問 2 参照）と、既存の人・農地プランが実質化しているか否かの判断基準が異なるのは、既存の人・農地プランはこれまでの取組において、受け手・出し手それぞれについて個人名、農地の記載を求めてきたためです。
- 2 したがって、既存の人・農地プランが実質化しているか否かの判断に当たっては、アンケートの実施や地図の作成などのプロセスを経たか否かは問いません。

(進め方通知 3 (1))

問 19 既存のプランが既に実質化しているか否か判断する際に、参考様式の「区域内農地面積」には、遊休農地は含まれますか。

(答)

「区域内農地面積」には遊休農地も含まれます。ただし、遊休農地を含めると既に実質化しているか否かの判断が厳しくなる集落については、農地面積から遊休農地を除くことができます。

問 20 既に実質化していると判断できる区域は、農地の集積が過半まで進んでいればよいのですか。

(答)

既存の人・農地プランが実質化されているか否かの判断は、その時点での農地の集積率のみをもって実質化を判断するのではなく、当該区域内の相当部分の農地について、既存のプランに記載されている近い将来の出し手と受け手が特定されているかどうかで見極めていただくこととしており、その具体的な判断基準を、対象地区内の過半の農地について近い将来の農地の出し手と受け手が特定されている地区であるか否かとしたところです。

(進め方通知 3 (1))

問 21 既存の人・農地プランの実質化の判断に当たり、農地の出し手の面積が 0 ha であっても受け手の面積が過半を占めていれば、当該プランは「実質化された人・農地プラン」とみなしてもよいですか。

(答)

- 1 既に実質化していると判断する場合には、出し手と受け手双方が特定されている必要があると考えています。
- 2 ただし、1 集落 1 農場のように、これまでの取組の成果として、既に区域内に農地の出し手となる方がほとんどいないケースも考えられることから、例えば、集落営農組織・法人について、オペレーターや構成員となる農業者の後継者が確保されていることなどから、将来にわたって事業が安定的に継続されると見込まれる場合には、農地の出し手が特定されていなくても、その人・農地プランは、「実質化された人・農地プラン」とみなすことができます。

(進め方通知 3 (2) ③)

問 22 既存のプランを更新するに当たっては、これまで農業者の皆さんに話し合いを行っていただき、今回示された実質化の取組は行えているものと考えていますが、これをもって既存のプランが既に実質化していると判断してもよいですか。

(答)

- 1 既存のプランが実質化しているか否かの判断基準は、「既存の人・農地プランの区域の全部又は一部のうち、実質化された人・農地プランとみなせる区域は、当該区域内の相当部分（過半）の農地について、近い将来の農地の出し手と受け手が特定されている区域」としてあります。
- 2 したがって、ご照会のプランの区域がこの基準を満たしていないようであれば、実質化に向けた取組を改めて進めていただくこととなりますが、既にアンケート、現況把握、将来方針の作成といった必要なプロセスを経ているということであれば、実質化されたプランが速やかに作成できるのではないかと考えます。

(進め方通知 3 (1)、2 (1))

問 23 市全域を区域とする人・農地プランにおいて、集落ごとにみると集積率が 10% から 90% の地区まで様々ですが、市全体で見た場合に集積率が過半を超えていれば、そのプランは既に実質化したプランとみなしてもよいですか。

(答)

- 1 既に実質化している人・農地プランの区域は、出し手と受け手が対象地区内で特定されマッチングする可能性が高いと考えられるものと考えており、その範囲については、集落など実際の話合いの単位を基に設定することが重要です。

- 2 したがって、市全体の集積率が過半といったように、出し手、受け手の対応が不明確なものは実質化した区域とは言えないと考えています。実質化の判断は、一義的には市町村に行っていただきますが、国、県としては、補助事業の対象の要件となる以上、その内容についての改善をお願いする場合があります。

(進め方通知 2 (3) ⑦、3 (2) ②、5 (2) ②ア)

〈同種取決め等関係〉

問 24 県内の集落協定は、構成員の話合いへの参加、地図の作成、外部の農業者の受入意向の確認などをキチンと行っていますが、中心経営体に該当する者がいません。今後、担い手（中心経営体）を確保していくためにはどうすればよいでしょうか。

(答)

- 1 地域の担い手の確保が難しい状況でも、集落などで話合いを行うことは重要です。担い手の確保については、現状を固定的に考えないことが必要です。例えば、基盤整備を行って農地の条件を改善するとか、中山間地農業ルネッサンス事業等を活用して高収益作物を新たに導入して新たな担い手をつくっていくといった方針を検討してみてください。
- 2 それでも担い手がない、不足するといった場合には、農地バンクや市町村などに相談してみてください。農地バンクには農地の借受けを希望する方のリストがありますし、市町村やJAが新規就農者支援を行っている場合には、これを活用することも検討してみてください。
- 3 更に、市町村は、基本構想に定めている目標所得水準が地域の実態に合っているか等を検証し、地域の農地利用を担っている方を認定農業者として積極的に位置付けることを検討してください。

(進め方通知 2 (3) ④イ)

問 25 実質化されたプランとして取り扱える中山間地域等直接支払制度の集落協定なども、「既に実質化しているか否かの判断基準」を満たしている必要がありますか。

(答)

集落協定などの取決め等については、①アンケート調査や②地図による現況把握を行っている場合もあり、これに③中心経営体への農地の集約化に関する将来方針が定まっている、といった人・農地プランの実質化と同じプロセスを経ていると関係市町村が判断した場合には、実質化された人・農地プランの区域として取り扱えることとしており、「既に実質化しているか否かの判断基準」は適用されません。

(進め方通知 4 (1))

問 26 中山間地域等直接支払制度の集落協定について、どのようなケースが実質化された人・農地プランの区域として取り扱えるのでしょうか。

(答)

- 1 集落協定については、①アンケート調査や②地図による現況把握を行っている場合もあり、これに③中心経営体への農地の集約化に関する将来方針が定まっている、といった人・農地プランの実質化と同じプロセスを経ていると関係市町村が判断した場合には、実質化された人・農地プランの区域として取り扱えることとしています。
- 2 また、中山間地域等直接支払制度においては、集落協定に加えて、地域の話合いによって「集落戦略」の策定も可能です。集落戦略は、協定期間を超えて、協定農用地の将来への引継ぎや集落の将来像を検討して定めるものであり、人・農地プランの実質化とともに、集落戦略を策定することを強くお勧めします。

※ 集落戦略を策定した場合、合計 15ha 以上の集落協定、又は、集落連携・機能維持加算に取り組む集落協定においては、協定活動違反などによる遡及返還規定の対象が、すべての協定農用地から当該農用地のみに変更となります。

(参考) 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第 7 の 1 の (3) のケ

実施要領第 6 の 2 の (1) のアの (ケ) の「集落戦略」については、協定農用地の将来像及び将来に向けて維持するための課題、並びに協定農用地を含む集落全体の将来像、課題及び対策について記載する。

集落戦略の作成に当たっては、人・農地プランが策定されている場合は、その内容と整合を図る（見直されている場合も同様）とともに、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項ただし書又は第 5 項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）が行う農地等の利用の最適化の推進のための活動との連携に努めること。

なお、集落戦略は集落の実情に応じて任意に作成するものであるが、地域の将来等について話し合うことは望ましいことから、市町村は、集落戦略を作成することを積極的に指導すること。

(進め方通知 4 (1))

問 27 基盤整備事業を実施しながら話合いが既に十分行われている集落があります。このような集落についても再度話合いを進めなければならないのでしょうか。それとも実質化していると判断してよいのでしょうか。

(答)

- 1 基盤整備事業の取組によって、既存の人・農地プランの全部又は一部の区域内の過半の農地について、近い将来の農地の出し手と受け手が特定されている場合には、既に実質化しているとみなせます。
- 2 また、基盤整備事業の整備計画の区域において、①アンケート調査や②地図による現

況把握を行い、③中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を定める、といった人・農地プランの実質化と同じプロセスを経ていると関係市町村が判断できる場合には、実質化された人・農地プランの区域として取り扱うことができます。

(進め方通知 3、4)

問 28 集落において、①農業者の年齢や後継者の有無等を含むアンケートを行い、②その結果を落とし込んだ地図を活用して話し合いを重ね、③集落内の農業者で設立した営農組合に集落の農地の相当部分を集積する取決めを定めている場合、この取決めは「実質化された人・農地プランとして取り扱える同種取決め等」に該当しますか。なお、この集落には人・農地プランや集落協定などはありません。

(答)

- 1 お尋ねの取決めは、人・農地プランの実質化と同じ方法により、アンケートや地図を活用した話し合いの結果、集落の農地利用を担う中心経営体を定めているので、「実質化された人・農地プランとして取り扱える同種取決め等」に該当するものと考えられます。
- 2 なお、具体的には、市町村による「同種取決め等」の確認が必要となります。

(進め方通知 4)

〈工程表関係〉

問 29 工程表の作成・公表は 9 月末までとなっていますが、各支援措置の採択のためには工程表を 9 月末までに作成・公表しなければならないのですか。

(答)

- 1 支援措置の採択の判断は個々に異なりますが、既に工程表を作成予定として採択されている区域は、9 月の工程表の公表が望まれます。
- 2 なお、工程表の追加や修正は 9 月以降も行うことができます。

(進め方通知 5 (1))

問 30 工程表の公表後に地区を追加してもよいですか。

(答)

- 1 新たに実質化に取り組もうとする地区が出てきた場合には、工程表の公表後であっても、地区を追加することができます。
- 2 なお、新たな地区を工程表に追加する場合には、関係機関からの意見聴取や新たな地区を追加した工程表の都道府県等への提出など、公表に係る一連の手続きをとっていただく必要があります。

(進め方通知 5 (1) ⑥)

問 31 実質化に向けて既にアンケートや地図の作成を行っている地区については、その部分は工程表に記載しなくてもよいですか。

(答)

2019 年 3 月末までにアンケートや地図の作成を行っている地区については、2019 年度の「4 月」の欄にそれらが既に実施済みである旨を記載してください。

問 32 当町では、アンケートへの回答を農家に真剣に考えてもらうため、事前に町で年齢状況などを記載した地図を作成し農家に提示した上でアンケートを行いたいと考えていますが、アンケートと地図の順番が逆になっても大丈夫でしょうか。

(答)

地図の作成が先になっても問題はありませんが、その後に実施したアンケートにより把握した後継者の有無等の情報についても地図に落とし込んで地域の話合いで活用し、原則として、集落単位で農地の集約の対象を決めていただくことが重要です。

問 33 工程表の「作成困難な地区」とは、どのような地区のことをいうのですか。

(答)

「作成困難な地区」とは、例えば、災害等によって現時点で直ちにアンケートや話合いといった実質化の工程に取り組むことができない場合などを想定しています。

〈プランの検証関係〉

問 34 進め方通知では、プランの作成後「市町村は不断の検証を行ってください」とありますが、この検証とはどのようなことをすればよいのですか。

(答)

実質化された人・農地プランの検証は、定期的に将来方針の進捗状況について確認していただき、プランで定めた中心経営体への農地の集約化や外部からの新規就農の受入が思うように進んでいない場合には対策を検討してください。地域のコーディネーター役を担う組織の支援を受けながらプランの実行に努めてください。

(進め方通知 2 (3) ⑦ア)

〈専門家派遣関係〉

問 35 農業経営相談所が派遣する専門家には、コーディネーターの役割はどこまで求められているのですか。

(答)

地域の話合い活動の推進を、該当地区において幅広く支援することを想定していますが、活動の具体的な範囲は派遣を要請した市町村が決めていただくことになります。

(進め方通知 2 (3) ④カ)

問 36 農業経営相談所は、専門家を派遣するかどうか、何をもって判断するのですか。また、専門家として派遣する際の手続はどうすればよいですか。

(答)

- 1 農業経営相談所は、市町村からの要請について経営戦略会議に報告の上、専門家を派遣します。
- 2 手続については、各農業経営相談所において、通常の専門家派遣に係る具体的な実施方法が既に定められていますので、それに準じて派遣を行ってください。

〈検討会関係〉

問 37 検討会の構成には「女性農業者がおおむね 3 割以上であること」とされていますが、これを満たすのが大変です。どうしたらよいでしょうか。

(答)

地域における意思決定等への女性参画促進の観点から、「おおむね 3 割以上」との要件を設定しています。例えば、農業委員・農地利用最適化推進委員や J A 役員でもある女性農業者の方などにメンバーとなっただくことを検討してみてください。

(進め方通知 2 (3) ⑤ア)

〈その他〉

問 38 2 年間でプランの実質化を図るに当たり、重点地域を定めて順番に取り組んでいくという手法は問題ありませんか。

(答)

地域の実情に応じて優先順位をつけて取り組むことは、まさに市町村のご判断です。

問 39 2 年間でプランの実質化を図ることとされていますが、アンケートの実施や地図の作成が令和 2 年度になっても構いませんか。

(答)

- 1 個々の地域で状況が異なり、進め方も違うと考えており、今後のスケジュールを見極めるために工程表を作成していただくこととしています。
- 2 したがって、工程表の作成過程で、地域によっては、今年度の実質化の取組には着手するが、具体的なアンケートの実施や地図の作成、話し合いは次年度でなければ取り組めないといったケースも出てくると想定されますので、工程表作成の過程で地域や関係者とよく相談・調整を行ってください。
- 3 なお、実質化等の取組が補助事業等の要件等とされている場合にあつては、該当する事業の実施要綱や指導等に従ってください。

問 40 市内全域が市街化区域に指定されていますが、このような地域でも人・農地プランを作成する必要がありますか。

(答)

市街化区域内の農地であっても、将来の農地利用について地域で話し合う必要があると市町村や地域がお考えであるならば、この機会にプランの作成に取り組まれることをお勧めします。

問 41 人・農地プランの実質化の取組は、農業振興地域内に限定しても構いませんか。

(答)

農業振興地域に限定しても差し支えありませんが、今般の農地バンク法の見直しにおいて、農地利用集積円滑化事業（以下「円滑化事業」）と農地中間管理事業が統合一体化する中で、農地中間管理事業の実施区域が「市街化区域以外の区域」に拡大しています。人・農地プランの実質化の取組に当たっても、農地バンクが円滑化事業で集積した農地を引き受けることを後押しできるように、人・農地プランの範囲も検討いただくことが望ましいと考えます。

問 42 実質化された人・農地プランの参考様式が示されていますが、これまで使用していた様式で新様式（参考様式）の項目が網羅されている場合であっても、改めて新様式に書き直す必要がありますか。

(答)

- 1 既存の様式において地区内の耕作面積など新様式で定めている項目（地区の現状、課題、集約化の方針等）が包含されているのであれば、改めて新様式に書き直す必要はありません。

2 なお、今後、新たに実質化に取り組む地区にあっては、新様式をお使いください。

問 43 実質化された人・農地プランの参考様式において、中心経営体の経営面積について、現状と今後の農地の引受けの意向を記載することとされていますが、どのタイミングで把握すればよいですか。

(答)

地域の話合いにおいて、集落における中心経営体となる方を決めていただく過程で聞き取るやり方もあるでしょうし、アンケートの際に確認する方法、話合いの後に個別に中心経営体から聞き取るといった方法もあると考えており、地域に合った方法やタイミングを検討してください。

問 44 実質化された人・農地プランの参考様式における中心経営体の「経営面積」には、農作業受託面積も含まれますか。

(答)

- 1 「経営面積」は、中心経営体が所有権又は使用収益権を有している農地及び特定作業受託^(注)を受けた農地の面積をいいます。
- 2 単に、耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀等の各農作業を受託しているだけの場合は、経営面積に含めないでください。

注：「特定作業受託」とは、基幹三作業（水稻にあっては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあっては、耕起・整地、播種及び収穫、その他の農産物にあってはこれらに準ずる農作業をいいます。）の全てを受託して自ら農作業を行い、収穫物についての販売名義を有し、販売収入を農作業及び販売の受託の対価として充当する場合の作業受託のことです。（「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」の別紙 1 の第 2 の 3 の（1）の注意書き抜粋）

問 45 人・農地プランが実質化した、と言えるのはいつの時点ですか。

(答)

市町村がそのプランを公表したときと考えています。

問 46 平成 30 年度までに採択された支援措置は、既存の人・農地プランが実質化されていないと判断された場合、打ち切られることになるのですか。

(答)

実質化された区域又はその取組みを行う区域を新規採択の要件とすることはあり得ますが、既存の人・農地プランが実質化されていないと判断された場合であっても、既に採択された事業等が打ち切りになることはありません。

問 47 実質化した人・農地プランを作成した後に、認定農業者や認定新規就農者を新たに中心経営体に位置付ける場合には、その人たちが耕作する集落において改めて話し合いの場を持った上でなければ検討会に諮ることはできないのですか。

(答)

- 1 検討会は、市町村が話し合いの結果を取りまとめる際の手続の一環として開催されるものであり、その開催は話し合いが行われていることが前提となります。
- 2 したがって、新たな認定農業者等を中心経営体に位置付ける場合には、関係する集落等で、これらの者も含めて話し合いを行っていただき、その結果を、既存の将来方針の変更により、反映させた上で検討会に諮ってください。

(進め方通知 2 (2) ④、(3) ⑤イ)

問 48 町内には現在、区域を細分化して 20 以上のプランがあり、2 年間ですべてのプランを実質化することはマンパワー的に困難な状況ですが、どのように取り組めばよいのですか。

(答)

- 1 これまでは、市町村の農業関係職員が人・農地プランの話し合いのコーディネーター役を担っていたので、市町村の農業関係職員の減少が話し合いが活性化しない一つの原因であったと考えています。
- 2 このため、今回の見直しでは、人・農地プラン作りの体制及び支援策を拡充し、
 - ① 市町村に対し、農業者の年齢や後継者の確保状況を把握するためのアンケートや地図作成に要する経費をアルバイトの活用も含め支援するほか、
 - ② 地域の話合いをコーディネートできる者が不足する市町村に対しては、例えば、普及指導員のOB・OGなどコーディネーターとして豊富な経験を有する者の派遣を支援することとしております。
 - ③ また、今回の機構法の改正により、農業委員と農地利用最適化推進委員は、プランの話合いに参加することが明記され、プランの実質化に向けた話し合いにおいてコーディネーター役として中心的な役割を担うことが期待されているところであり、令和元年度予算より人・農地プランに係る活動や成果を重点的に支援することとしています。
- 3 このほか、地域おこし協力隊の担当部局など、農政部局以外の部局にも協力要請を行っていただくことも重要と考えます。
- 4 まずはこれらの支援措置の活用を検討いただき、2 年間で実質化の取組を行える区域の特定を行ってください。

(機構法第 26 条、進め方通知 2 (3) ④エ、⑥ア、ウ、専門家派遣通知)